

株式会社夢真ホールディングス コーポレートガバナンス・コード ガイドライン

当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、経営の「健全性」「公平性」「透明性」「遵法性」を向上させるコーポレートガバナンスの確立が、企業価値すなわち株主価値の高める重要な経営課題の一つであると認識しております。

株主をはじめ、すべてのステークホルダーとの信頼関係の構築を目指し、経営システム並びに、株主総会、取締役会及び監査役会等の制度機能を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

当社の、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する取り組み状況や方針は、以下のとおりとなります。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1 株主の権利・平等性の確保】 **Comply**

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、速やかな情報開示を行っています。

また、株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を明確に分離させています。加えて、複数名の社外取締役を選任し、意思決定と監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

【原則1-1 株主の権利行使】 **Comply**

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な

議決権行使ができる環境の整備などに努めています。

【補充原則 1-1 ①】 Comply

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会において可決に至ったものの、賛成票が80%以下となった会社提案に関しては、その反対票が投じられた理由の分析を取締役にて行い、必要に応じて対応策を検討することとしております。

【補充原則 1-1 ②】 Comply

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員を選任しています。

また、経営会議に業務執行の決裁権限を必要に応じて委嘱し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能としています。

加えて、独立社外取締役を3名選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

なお、当社では、自己株式の取得に関する決議においても取締役会に委任しています。

【補充原則 1-1 ③】 Comply

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社では、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めています。

また、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止め及び株主代表訴訟の提起など会社法にて少数株主にも認められている権利

について、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるように努めています。

【原則 1-2 株主総会における権利行使】 Comply

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

株主総会は、当社における最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話がなされ、かつ株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しております。

当社では、より多くの株主が株主総会に出席いただけるよう、開催日においては集中日を避け、開催場所については、東京都千代田区にある本社にて行っております。また、株主総会当日に出席できない株主の皆さまについては、議決権行使書を郵送し、株主が議決権を行使しやすい環境を整えています。

【補充原則 1-2 ①】 Comply

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社では、株主の権利や利益に影響を及ぼす重要な株主総会議案が提案される場合は、その情報を迅速かつ適切に開示すべきと認識しています。

そのため、当社が株主に十分な検討期間が必要と判断する株主総会議案については、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト等を通じて、速やかに情報を開示する予定です。

また、株主総会招集通知において、株主の皆さまの適切な判断に資するよう、事業報告について図表等を用いた平易な説明をするなど、株主の判断に資すると考えられる情報を積極的に提供しています。

【補充原則 1-2 ②】 Comply

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社では、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めています。

招集通知については、株主総会開催日 2 週間以上前に発送を行っております。さらに、招集

通知の発送日前に、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載しています。

(株主総会招集通知：http://www.yumeshin.co.jp/ir/library/business_reports/)

【補充原則 1-2 ③】 Comply

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点から、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであると認識しています。

そのため、当社では、毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日と時間の設定を行っています。

【補充原則 1-2 ④】 Comply

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社は、機関投資家や海外投資家の議決権の電子行使を可能とするため、議決権電子行使プラットフォームを利用しております。また、招集通知の英訳を進めております。

【補充原則 1-2 ⑤】 Comply

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことについて、信託銀行と協議・検討をおこなった結果、基本認めない事としております。

【原則 1-3 資本政策の基本的な方針】 Comply

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、2021年9月期までにグループ技術者数 13,000人以上、売上高 762 億円、営業利益 100 億円の達成を目標とした、中期経営計画を開示しています。その中で、財務健全性、

株主資本効率及び株主還元の最適なバランスを検討しております。

剰余金の配当に関しては、1株当たり下限を35円と設定し、1株当たり純利益の上昇に応じて、配当政策を拡充していく方針を発表しており、自己資本の肥大化を抑制し効率を重視しています。

【原則 1-4 政策保有株式】 Comply

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社は、社内にて「政策保有株式に関する方針」を定めており、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証することとしております。

また、議決権の行使については、原則として、利益相反の発生が懸念される場合を除き、発行会社が中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点や、当社グループの企業価値向上の観点も踏まえ、全ての議案に対して議決権を行使することとしております。

【補充原則 1-4 ①】 Comply

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向を受けた場合は、政策保有株主の意向に沿うこととしております。

当社株式の売却等にあたっては、株式市場や株主の利益に与える影響等を考慮し、政策保有株主と協議の上、適切な方法にて実施することとしております。

【補充原則 1-4 ②】 Comply

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

当社は、取引先の選択に際しては何ら制限を設けておらず、当社が取引先を決定する際は、取引条件等を総合的に検討し、当社にとって最適と判断した取引先と取引を行うことを基本的な考え方としています。

政策保有株主との間での取引についても、この考え方にに基づき、政策保有株主以外の一般の取引先と同様の条件にて検討を行い、新規取引や取引継続を決定しております。

【原則 1-5 いわゆる買収防衛策】 Comply

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社では、株主からの受託者責任を全うするべく、継続的な成長を念頭においた中期経営計画の策定・推進、1株当たり純利益の拡大を意識した経営などにより、当社グループ全体の永続的な成長と株主価値の最大化を実現させることこそが、買収防衛の効果をもたらす方策と認識しています。そのため、現状では買収防衛策の導入を予定しておりません。

【補充原則 1-5 ①】 Comply

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けに付された場合、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示いたします。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

【原則 1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】 Comply

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

増資やMBO等の株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際は、独立社外役員の意見を尊重しつつ検討を行い、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示します。また、必要に応じて、株主総会や決算説明会等での説明を行うなど、株主への十分な説明に努めま

す。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】 Comply

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視取引の承認を含む）を行うべきである。

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。その際、特別利害関係者は決議に参加できない旨を取締役会規程にて定めるとともに、関連当事者との取引の開示に関するマニュアルを定め、具体的な手続きについて規定しています。

当社、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。

第 2 章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則 2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働】 Comply

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。

2021 年 9 月期までグループ技術者数 13,000 人以上を目標とした中期経営計画の達成に、グループ一丸となって取り組んでいます。

また、ステークホルダーとの協働を実践するため、行動規範を定めるなど、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めています。

【原則 2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】 Comply

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、「みんなの輝ける雇用の創造 仕事を通じて夢を真にする喜びを 社会人の教育機関であり続ける」ことを経営理念としています。

さらに、その理念を具現化する行動指針として、「1. 人材教育」「2. 組織形成」「3. 社会貢献」について、それぞれ、どのように取り組むべきかを明記しています。

(当社の経営理念：<http://www.yumeshin.co.jp/company/philosophy.html>)

【原則 2-2 会社の行動準則の策定・実践】 Comply

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて謳った、「コンプライアンス規程」を設け、会社としての価値観を示し、その構成員が従うべき行動準則を「コンプライアンス行動指針」にて定めております。

【補充原則 2-2 ①】 Comply

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、内部統制委員会にて、定期的に「コンプライアンス規程」「コンプライアンス行動指針」等を議論し、その実践状況等の結果を内部統制委員会に報告し、内部統制委員会がレビューを行っております。

【原則 2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 Comply

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、経営理念でも掲げているとおり、雇用の創造を重要な価値と認識しており、女性活用の促進や、外国人人材の受け入れ等を積極的におこなっており、社会の労働問題の解決に取り組んでおります。

また、日常業務におきましてもペーパーレス化の推進、冷暖房の時間管理、自転車を活用した営業活動等に取り組んでおります。

【補充原則 2-3 ①】 Comply

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社は、リスクを適切にコントロールするため、また、リスクとコンプライアンスは表裏一体の活動が必要と捉え、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。その委員会の活動状況、内部通報の状況、重大なリスクへの対応状況は、適宜、内部統制委員会に報告しております。

【原則 2-4 女性の活用を含む社内の多様性の確保】 Comply

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活用を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社では、従業員の成長こそが企業の成長であると認識しており、一人ひとりが最大限の成長を実現できる職場環境や企業風土の醸成に取り組んでいます。

女性従業員がいきいきと働き、かつ様々なフィールドで継続的に活躍できる職場環境づくりやワークライフバランス実現に向けた支援をおこなっています。

また、社員向けのハラスメントに関するコンプライアンス研修を実施するなどして、女性従業員をはじめ、多様な人材が活躍できるための意識醸成と職場環境の構築に努めています。

【原則 2-5 内部通報】 Comply

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、社内にコンプライアンス事務局を設け、電話及び電子メールにて、いつでも内部通報できる環境を整えています。

また、内部通報があった場合、コンプライアンス事務局から関連部門へ調査・対応策の立案・実施の指示を行うとともに、通報者へ対応報告・是正確認を行っています。必要に応じて取締役会へ運用状況の報告を適宜行っています。

【補充原則 2-5 ①】 Comply

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、コンプライアンス規程において、通報者が特定されないように調査を行うことや調査内容等に関する守秘義務、会社が通報者に対して解雇やその他いかなる不利益な取り扱いを行わないことを定め、通報者が保護されるよう体制を整備しています。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】 Comply

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、企業年金制度として企業型の確定拠出年金制度を導入しております。加入者が運用するにあたっては、制度の具体的な内容、金融商品の仕組みと特徴、運用の基礎知識について、説明及び資料の配布等を行っておりますが、今後も継続投資教育（仕組みや特徴について、加入者の運用の知識の向上）に努めてまいります

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保】 **Comply**

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その考えを実践するため、法令や証券取引所規則に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページやPR配信サービスなど様々な手段により積極的に開示を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】 **Comply**

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示・公表し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

(i) 当社は、「みんなの輝ける雇用の創造 仕事を通じて夢を真にする喜びを 社会人の教育機関であり続ける」ことを経営理念としています。

さらに、その理念を具現化する行動指針として、「1. 人材教育」「2. 組織形成」「3. 社会貢献」について、それぞれ、どのように取り組むべきかを明記しています。

(当社の経営理念：<http://www.yumeshin.co.jp/company/philosophy.html>)

(ii) 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の効率性・透明性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針としています。

このため、経営の意思決定・監督体制と業務執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

(iii) 当社取締役(社外取締役を除く)の基本報酬は、企業業績、関連する業界他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度などを考慮して決定しています。

(iv) 取締役候補者の選解任及び次期経営体制は、取締役が相互に評価を行い、取締役会にて決定しています。

監査役候補者は、監査役として必要な能力、経験、知見等を検討し、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決定しています。

また、社外取締役及び社外監査役の選解任にあたっては、必要な能力、経験、知見等を検討し、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決定しています。

(v) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際は、個々の選任・指名についての説明をおこなっています。

【補充原則 3-1 ①】 **Comply**

上記の情報の開示(法令に基づく開示を含む)に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社では、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示(法令に基づく開示を含む)を行うことが必要不可欠と認識しています。その考えに基づき、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うとともに、非財務情報の開示を積極的に進めるなどして、付加価値の高い情報開示に努めています。

【補充原則 3-1 ②】 **Comply**

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社では、当社の株主構成を踏まえ、海外投資家へ英語での情報提供を進めています。また、決算説明資料、適時開示資料及び任意開示資料の英語版へのリンクを当社ホームページに設置しており、海外投資家への英語での情報提供の拡充に努めています。

(英語版 IR サイト :

http://www.irstreet.com/en/brand.php?&content=brand_newsrelease&brand=56)

【原則 3-2 外部会計監査人】 Comply

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社では、外部会計監査人は、専門的かつ独立した立場から開示情報を監査し、財務情報に信頼性を付与することで、開示情報の信頼性を担保する役割を担う者として、株主や投資家に対して責務を負っているものと認識しています。

この考えに基づき、当社は、外部会計監査人に対して、開示情報の信頼性を担保し得る専門性と独立性を求めるとともに、外部会計監査人の適正な監査が行えるよう監査役会や財務経理部門等の関連部門と連携し、適正な監査日程や適切な監査体制を確保しています。また、常勤監査役が、当社事業や監査等の個別テーマについて、必要に応じて外部会計監査人と意見交換を行っております。

【補充原則 3-2 ①】 Comply

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

(i) 外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っています。

(ii) 外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。

なお、現在の当社外部会計監査人である太陽有限責任監査法人は、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しています。

【補充原則 3-2 ②】 Comply

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人から CEO・CFO 等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

(i) 外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しています。

(ii) 外部会計監査人から要請があれば、代表取締役をはじめ各業務執行取締役等の経営陣幹部との面談時間を設けています。

(iii) 会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役や社外取締役との連携を確保しています。

また、常勤監査役が内部監査部門と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況について確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っています。

(iv) 代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制としています。

また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求めています。

第 4 章 取締役会等の責務

【基本原則 4 取締役会等の責務】 Comply

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に
対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。
こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が
担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計
を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、監査役にも社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。

加えて、取締役の評価については、監査役が中心的な役割を担うことで、取締役がその役割や責務を適切に果たされる環境を整備しています。

【原則 4-1 取締役会の役割・責務 (1)】 Comply

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

取締役会では、当社の経営戦略や経営計画等の基本方針について、自由な意見交換のもとで議論をしています。取締役会は、毎月、業務執行役員から予算達成状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っています。各取締役や各監査役は、業務執行役員からの報告に対して必要に応じて指摘・意見を行っています。

【補充原則 4-1 ①】 Comply

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議及び事業分野毎の会議体・執行役員を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っています。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。

経営会議は、代表取締役が議長となり、各事業分野の執行役員で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議しています。経営会議の結果は、各現場に報告され、具体的な課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとしています。

事業分野毎の会議体は、各業務執行責任者又は執行役員が議長となり、事業分野内の執行役員及び部門長等で構成され、事業分野内での経営課題や業務執行に関して協議を行っています。執行役員は、各事業分野内に置かれる統括部門の責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、統括部門における業務遂行の実施責任を負っています。

【補充原則 4-1 ②】 **Comply**

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社グループでは、2021年9月期を最終年度とする3ヶ年の中期経営計画を策定しております。中期経営計画の目標としましては、2021年9月期に、売上高762億円、営業利益100億円、親会社株主に帰属する当期純利益68億円の実現を目指します。

なお、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢等を踏まえ、適宜見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で株主への説明を行っています。

【補充原則 4-1 ③】 **Explain**

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

当社は、取締役会が、会社の経営理念等や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画について適切に監督を行うべきであると認識しております。今後は、それを実現させるための制度設計等を行ってまいります。

【原則 4-2 取締役会の役割・責務 (2)】 **Comply**

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

業務遂行の実施責任を担う執行役員等からの提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しております。取締役会や各取締役への提案は随時受け付けております。また、取締役会や経営会議等で承認された提案内容の実行は、各事業分野の担当

部長等が中心となり、その実行責任を担っています。

取締役（社外取締役を除く）の報酬については、当社業績及び株式価値の連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること、及び株主との価値共有を進めることを前提としており、取締役会にて決定しています。また、執行役員の報酬は、個々の業績と会社業績に基づき、取締役会にて決定しています。

【補充原則 4-2 ①】 Comply

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社は、経営陣に対しストック・オプション制度を導入し、中長期的な業績と連動する報酬制度を一部導入しております。今後は、更に客観性・透明性のある報酬制度を充実させるべく制度設計を行ってまいります。

【原則 4-3 取締役会の役割・責務 (3)】 Comply

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社は、監査役が中心となり、取締役の評価や各取締役とのヒアリング結果等に基づき、公正かつ透明性の高い取締役評価を行っています。

また、ネガティブな情報もポジティブな情報も公正に開示するため、重要なリリース内容は IR 担当が確認を行い、必要に応じて取締役会へ報告を行っています。加えて、情報の正確性・適時性を確保するため、社内及びグループ会社からの報告体制を構築しています。

さらに、関連当事者との利益相反取引が生じる場合は、取締役会にて審議を行い、社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況等については、適宜報告を求めています。

【補充原則 4-3 ①】 Comply

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社は、社内取締役・社内監査役・執行役員を選任及び解任については、その業務の遂行度合いについて、適宜、取締役に報告を義務づけており、その最終的な成果について、11月の定例取締役会にて評価を行い、12月の定例取締役会にて選任や解任を決定しております。

【補充原則 4-3 ②】 Explain

取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。

今後、当社取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、資質を備えたCEOを選任するための制度設計等を行ってまいります。

【補充原則 4-3 ③】 Explain

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

今後、当社取締役会は、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立するための制度設計等を行ってまいります。

【補充原則 4-3 ④】 Comply

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社は、「内部統制規程」「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」において、内部統制委員会、リスク・コンプライアンス委員会の設置、責任者の任命手順、取締役会への報告のルールを定め、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置いております。そ

のうえで、各委員会において個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査を行い、適切に取締役会に報告するという体制を構築しています。

【原則 4-4 監査役及び監査役会の役割・責務】 Comply

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである

当社の監査役3名は、うち2名が社外監査役であり、独立した立場で監査役としての責務を果たしています。

また、各監査役は、弁護士や各分野において高い専門知識や豊富な経験を有している者であり、それらの知識や経験を活かして、客観的な監査や取締役会での意見表明を行っています。

【補充原則 4-4 ①】 Comply

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせ、実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査役3名は、うち2名が社外監査役であり、独立性の高い監査役会となっており、監査役の中から、常勤監査役1名を選定し、業務執行取締役と常時意見交換でき、かつ業務執行状況や内部統制システムの運用状況を恒常的に監視できる体制としています。常勤監査役は、取締役会に加え、経営会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席し意見を述べ、実効性の高い監査役会を構築しています。

また、定期的に監査役と社外取締役が意見交換する機会を設けており、取締役会全般や、取締役の評価等について意見交換を行っています。今後も、監査役と社外取締役が十分な連携を確保できるよう努めてまいります。

【原則 4-5 取締役・監査役等の受託者責任】 Comply

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社及び株主共同の利益のために行動すべきである。

当社は株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、情報公開を最も重要な経営課題の一つであると認識し、各ステークホルダーへの情報発信や対話を通じて、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、各ステークホルダーが必要とする情報提供を行っています。

また、当社取締役会では社外取締役を3名選任し、社外や株主の視点から、会社や株主共同の利益を高めるよう、業務執行の監督や経営計画への意見等を行っています。

【原則 4-6 経営の監督と執行】 Comply

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社では、経営の監督体制を強化するため、社外取締役を選任しています。現在、社外取締役3名を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しています。

【原則 4-7 独立社外取締役の役割・責務】 Comply

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、独立社外取締役を活用することが重要であると認識しています。

独立社外取締役3名は、弁護士、コンサルタントの経験を有し、その専門的な知識と豊富

な経験や外部からの視点に基づき、独立した中立な立場から、業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行っています。また、独立社外取締役は、公正かつ透明性の高い取締役の評価や選任等の手続きを確保しています。

【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】 Comply

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社では、十分な資質と独立性を備えた社外役員を選任しており、3名の独立社外取締役を選任しております。

【補充原則 4-8 ①】 Comply

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

各独立社外取締役は、取締役会における審議・報告事項について、自身が持つ専門的な知識と豊富な経験や外部からの視点に基づき、忌憚のない意見を述べるなどして、取締役会の議論の活性化に貢献しています。

また、各独立社外取締役は、取締役会以外でも、適宜意見交換を行い、必要に応じて代表取締役に説明や改善を求めたり、助言を行うなどして、会社の持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでいます。今後は、取締役等をはじめ、執行役員や社員と対話する機会を増やすなど、業務執行状況を独立社外取締役がより正確に把握できる環境の整備に努めます。

【補充原則 4-8 ②】 Comply

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社は、「筆頭独立社外取締役」を定めてはおりませんが、経営管理部より重要な情報に関する報告・説明・資料の提供を行い、社内会議にも定期的に参加する等、経営陣との連絡・

調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図っております。

(有価証券報告書：http://www.yumeshin.co.jp/ir/library/security_reports/)

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 Comply

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・公表すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、独自の「社外役員の独立性基準」を定め、当社が選任する独立社外取締役の資質及び独立性の基準を明確にしています。当該基準は、「コーポレートガバナンスに関する報告書等」にて開示しています。

【原則 4-10 任意の仕組みの活用】 Comply

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち、会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきと認識しており、毎期、株主総会決議事項を議論する際の取締役会にて検討しております。

【補充原則 4-10 ①】 Explain

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会を設置することなどにより、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきであると認識しており、今後は、それを実現させるための制度設計等を行ってまいります。

【原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】 Comply

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会は、各事業分野に精通した取締役と、リスクマネジメント等に精通した弁護士やコンサルタント経験者からなる社外取締役で構成されており、女性の社外取締役を含んでおります。

当社の監査役会は、弁護士や長期の海外業務経験者及び企業経営経験者等からなる社外監査役2名を含む3名で構成され、十分な知識を有しています。

【補充原則 4-11 ①】 Comply

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて、「役員規程」に定めております。

〈取締役会の構成方針〉

- ・当社の取締役会は、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、取締役としての職務と責任を全うし、中長期的な企業価値向上に貢献できる者で構成する
- ・社外での豊富な経験や専門知識を経営判断に生かすため、2名以上の独立社外取締役を含める
- ・社外役員は、会社法上の要件に加え、当社の「社外役員独立性基準」を充足する者で構成する
- ・社会の多様な価値観を踏まえた経営判断を行うため、1名以上の女性取締役を含める
- ・海外事業が進展した際は、外国人取締役が1名以上含まれるように努力する
- ・員数は定款の定めに従い15名以内とし、最も効果的・効率的に取締役会の機能が発揮できる適切な員数を維持する

【補充原則 4-11 ②】 Comply

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社は、取締役・監査役の責務が十分に果たされるよう、社外取締役・社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っています。社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

(株主総会招集通知：http://www.yumeshin.co.jp/ir/library/business_reports/)

(有価証券報告書：http://www.yumeshin.co.jp/ir/library/security_reports/)

【補充原則 4-11 ③】 Comply

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社は、毎年9月の定例取締役会にて、全取締役・監査役に対し、取締役会実効性評価アンケートを実施しており、その集計結果を用いて、10月の定例取締役会に、その実効性について分析・評価を行っております。

【原則 4-12 取締役会における審議の活性化】 Comply

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

社外取締役は、自身の高い専門的な知識と豊富な経験や外部からの視点に基づき、取締役会において意見を述べるとともに、必要に応じて改善提案等を行っています。

社外取締役以外の取締役や監査役についても、取締役会に上程された審議事項や報告事項について、意見や指摘を行うなどしています。

【補充原則 4-12 ①】 Comply

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

取締役会は、月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保しています。

取締役会に上程される事項は、原則として経営会議（業務執行の最高意思決定機関）で事前に審議されることから、取締役及び常勤監査役は、内容を熟知した上で、取締役会に出席しています。また、社外取締役や常勤監査役以外の監査役には、経営会議の開催通知の写しを送付し、疑義が生じた議題については、事務局（管理本部）へ質問と回答を求めるとともに、必要に応じて経営会議に出席するなどして、必要な事前準備の機会を提供しています。

取締役会での審議については、事前に議題内容の折衝や調整は行わず、取締役会にて議題内容の詳細説明を行った上で、審議に十分な時間を費やすことにより、形式的な審議を排除し、実質的な審議を行うことを取締役会運営の基本としております。なお、取締役会の資料につきましては、取締役会は重要人事や決算などの機密事項の審議も行うことから、議題内容を検討した上で、事前配布の可否を判断し対応しております。

【原則 4-13 情報入手と支援体制】 Comply

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門や担当取締役へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門や担当取締役は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。また、経営管理部が取締役会事務局として、取締役・監査役の情報入手などの支援を行うこととしています。

今後は、社外取締役や社外監査役へ円滑な情報提供がなされ、実効的な活動が行える支援

体制の強化に努めてまいります。

【補充原則 4-13 ①】 Comply

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役は、適切な意思決定を行うため、自身が保有する情報に不足がある場合は、取締役会事務局である経営管理部や関連する部門へ情報や資料の提供を求めています。

監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門へ説明、必要とする情報や資料の提供を求め、取締役及び監査役から要請を受けた部門は、適宜情報や資料を提供しています。

【補充原則 4-13 ②】 Comply

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

中長期の市場環境の予測、コーポレートガバナンス体制の有効性の検証、市場ニーズの把握等、業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、コンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行っています。

それに伴い生じる費用は、取締役や監査役の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しています。

【補充原則 4-13 ③】 Comply

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

内部監査室における監査結果及び社員へのインタビューにより把握された業務執行や執行状況に関する問題点等について、適宜取締役や監査役へ報告がなされています。報告された問題点等については、取締役会や監査役会から担当部署へ改善指示がなされ、速やかに改善を行っています。

【原則 4-14 取締役・監査役のトレーニング】 Comply

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社は、取締役及び監査役の全員を対象として、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入を推奨するとともに、その費用については、取締役及び監査役の請求等により、当社にて負担しています。

【補充原則 4-14 ①】 Comply

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社は、各事業部、各子会社の責任者より適宜、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に事業・財務・組織等についての説明を行っております。また、社内の重要な会議への出席を認めており、出席できない場合は、議事録の閲覧も可能となっております。

【補充原則 4-14 ②】 Comply

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、取締役及び監査役の全員を対象として、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入を推奨するとともに、その費用については、取締役及び監査役の請求等により、当社にて負担しています。

第5章 株主との対話

【基本原則 5 株主との対話】 **Comply**

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。

そのため、IR室を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じています。

また、当社の株主構成を踏まえ、海外投資家に対しても、経営トップによる対話を米国・欧州・アジアでそれぞれ年1回以上行っています。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】 **Comply**

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、公表すべきである。

当社では、IR専門部署であるIR室を設け、株主や機関投資家に対して、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、個人投資家向け説明会やスモールミーティングを実施しています。また、当社の株主構成を鑑み、毎年、米国・欧州・アジアにて投資家訪問を年1回以上実施することを基本方針とし、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。

【補充原則 5-1 ①】 **Comply**

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主との対話（面談）の対応は、IR 室の IR 担当者にて行っています。また、株主の希望や面談を行う株主の重要性に応じて、社長や取締役が面談に対応しています。

【補充原則 5-1 ②】 Comply

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

(i) 株主との対話全般について、下記 (ii) ~ (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

(ii) 対話を補助する社内の IR 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

(iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や IR 活動）の充実に関する取り組み

(iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社では、IR 専門部署である IR 室を設置し、IR 担当者が経営企画本部及び財務経理部等の関連部署と日常的な連携を図っています。

投資家からの電話取材やスモールミーティング等の IR 取材には、IR 室にて積極的に受け付け、対応しています。アナリスト・機関投資家向けには半期毎の決算説明会を開催し、IR 担当者が説明を行っています。

加えて、米国・欧州・アジアの投資家向けには、それぞれ海外 IR を年 1 回以上実施し、社長や取締役、IR 担当者が説明を行っています。

また、個人投資家に向けては、東京、大阪及び名古屋を中心に説明会を実施し、当社の事業や業績などの情報提供を行っています。

さらに、投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

【補充原則 5-1 ③】 Comply

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

毎年 3 月末及び 9 月末時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構造の把握を行っています。

【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】 Comply

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益及び 1 株当たり当期純利益等の目標値を定め、当社ホームページ等で開示しています。合わせて、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しています。

また、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢を踏まえ、適宜、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で説明を行っています。

以 上